



日本ナチュラルホリスティックトリートメント協会

## 受講規則

2018年8月 施行

<目的>

第1条 この規則は、日本ナチュラルホリスティックトリートメント協会（以下「JNHT協会」という）が主催、提供する講座（以下「本講座」という）の受講について規定する。

<申し込み方法>

第2条 本講座の申し込みは、講座受講申込書を本部までご提出ください。

<申し込みの完了について>

第3条 講座受講申込書の提出によって申込が完了となります。講座受講申込書を提出したことで受講規則に同意したことになる。

<契約成立時期>

第4条 JNHT協会が指定した受講料の納入と講座受講申込書の提出をもって契約の成立とする。

<受講のキャンセル・返金について>

第5条 本講座をキャンセルする場合は、申し込みの完了から8日以内までとし、返金手数料を除いた金額を返金致します。申し込みの完了から8日を超えて本人の都合によるキャンセルは可能であるが返金はできないものとする。

<受講日について>

第6条 開講日または、受講日は、JNHT協会が指定した日付または、JNHT協会と生徒（申込者）との都合によって決定する。

<受講場所について>

第7条 原則、JNHT協会が指定した会場により行うものとする。また、本講座の一部、通話ソフト「ZOOM」を使用した遠方での受講も可能である。

<料金・受講料について>

第8条 本講座は、受講料の他に別途、教材費、試験料、会員費がかかるものとする。

<試験について>

第9条 本講座が終了したことで試験を受験することが可能となる。試験の合格をもって受講した講座の認定を与えるものとする。

<試験の再受験について>

第10条 試験は再受験する度にかかるものとする。

<補習について>

第11条 試験の受験をして試験に落ちた場合、試験受験から6ヶ月間、無償で補習を行うものとする。ただし、補習日は毎回開講されるわけではないものとする。

<受講資格について>

第12条 本講座の契約を成立した本人のみが可能とする。20歳未満の申込者は保護者の同意を必要とする。

<著作権について>

第13条 JNHT協会が提供、使用する資料の全てを無断で複製、引用、翻訳、転載を禁ずる。

<除籍について>

第14条 本規則に従わない、または他者に著しく迷惑をかけ、注意後に改善が認められないものに対しては、JNHT協会が除籍できるものとする。

<受講規則の変更>

第15条 受講規則は、予告なく変更される場合があります。受講規則が変更された場合、JNHT協会から生徒に通知を行うものとし、これに異議申し立てがない場合は、通知日をもって通知した内容に同意したものとみなします。

日本ナチュラルホリスティックトリートメント協会  
代表理事 長屋博美